

議案第106号 関連資料

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

1 目的

令和4年度末に指定期間の満了を迎える明石市立文化博物館について、指定期間を変更し、現指定管理者による管理運営を継続しようとするものです。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 明石市立文化博物館

所在地 明石市上ノ丸2丁目13番1号

3 指定管理者

小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体

4 指定期間の変更

令和5年3月31日までの指定期間を2年間延長し、「令和7年3月31日まで」とします。

5 変更の理由

今後の施設のあり方及び施設の管理業務のあり方につき、有識者と協議の上、検討を進めるため指定期間を延長しようとするものです。